

重要事項説明書

ここでは当スクールへ入会にあたってご理解いただく重要事項についてご説明申し上げます。よくご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 【目的】

イトマンスイミングスクールでは専門のコーチによりグループ指導のもと、一貫したプログラムにより提供する指導内容に関する正しい理解を深め、技術の向上を推進します。成長過程におけるお子様においては集団生活における社会性の向上、徳育・体育の推進、社会に貢献する人財の育成に努めます。

当スクールは年間48週制にて運営しています。年間を通したカリキュラムをお客様に提供いたします。

2. 【会員制】

当スクールはすべて会員制とします。入会される方は、各クラスに定められた資格に該当し、規則を遵守いただける方とします。

3. 【入会】

入会される方は入会金・初月度の授業料・指導に必要な用品一式の購入費用を店頭にて納入いただきます。受講開始日より会員資格が発生するものとします。入会取り消し、及び入会月から3ヵ月未満の退会はできません。

入会の受付は以下の二通りのみといたします。

① 1日から受講可能な場合は初月度分として、1ヵ月分の授業料を頂戴します。

② 15日以降の入会の場合、初月度は半月入会とし、初月度のみ通常の授業料の半額（日割り計算はお受けできません）。

※当スクールが定める特別な特典は除きます。

4. 【授業料】

当スクールの授業料は月謝制とします。また、授業料は口座振替制とします。入会に際しては必ず授業料を納付いただける口座のお届けをいただきます。口座振替は授業開始2ヵ月日より開始いたします。入会時に店頭にて、その前月（授業開始1ヵ月目）までの授業料を納入いただきます。

5. 【休会料】

当スクールは事前のお申し出により、1ヵ月単位で休会いただくことができます。尚、その際には会員資格の継続の為、所定の休会料を頂戴いたします。休会のお手続きは必ず指定期日までにフロントにお申し出ください。休会料の納入方法については授業料と同じとします。

6. 【クラス変更・変更料】

本人の都合によるクラス(曜日・時間)の変更は、月単位に限り、事前のお申し出を前提として承ります。ただし、クラス定員の都合により、ご希望に添えない場合もあります。変更にあたってはフロントにお申し出ください。またその際に所定の変更手数料を頂戴いたします。

7. 【休校日】

当スクールの定める休校日は次のとおりです。

○当月29日～31日（5週目）

○祝日

○1月1日～3日（年始休校日）

○5月3日～5日（春季休校日）

○8月13日～15日（夏季休校日）

○気象条件の悪化（台風・大雪等の警報発令時）による臨時休校日

○施設の設備改修工事、計画停電等の影響等による臨時休校日

8. 【振替授業制度】

当スクールでは一定の条件においてお休みいただいた分の授業を振替受講いただけます。

（1） 年始休校日・春季休校日および夏季休校日、祝日、及び臨時休校日の振替（特別都合振替）

振替の利用期間は、該当月を含め3ヵ月以内とします

※気象条件による臨時休校振替の場合、休校が確定してからのお申し出となりますので、実際には3ヵ月を下回ります。

（2） 自己の都合による欠席の振替（学校行事を含む）

振替の利用期間は欠席をされた翌々日から、2ヵ月以内とします。

(3) 自己都合による欠席の振替回数の限度

自己都合による欠席については振替られる回数に限度があります。

週1回受講の場合 = 月1回まで振替受講ができます

週2回受講の場合 = 月2回まで振替受講ができます

週3回受講の場合 = 月3回まで振替受講ができます

上記(1)(2)とも、テスト日(第4週日)への振替、休校月への振替はできません。

振替受講日を欠席された場合、再度の振替はできません。

自らが通常受講しているクラス(曜日・時間)への振替はできません。

通常月末休校日(29日~31日)の振替はありません。

9. 【退会】

退会をされる場合、退会希望月の前月、所定日までに所定の用紙(退会届)を直接店頭まで提出ください
(お電話によるお申し出は一切お受けできません)

上記期限を超えて退会届の提出をされた場合は、翌月分の休会料が必要となります。

なお、何らかの事情により納入の処理がある場合は退会手続き時に店頭で精算をいたします。

10. 【各種届出の締切日】

前項までにご説明した各種手続きの締切日は以下の通りです。

○入会申込の締め切り = 受講開始日の前営業日まで

○欠席のご連絡 = 授業当日まで

○休会の申込 = 休会する月の当月14日まで

○自己都合欠席の振替受講予約 = 欠席日の翌営業日より受講を希望される日の前営業日まで

○スクール都合の振替受講予約 = 該当日の前月1日より受講をされる希望日の前営業日まで

○クラス変更の申出 = 変更する前月の28日まで

○退会の届出 = 退会される月の前月、28日まで(電話不可)

例: 3月末付で退会し4月から受講しない = 3月28日まで

11. 【欠席の振替受講権利の有効期限】

○自己都合の欠席による振替受講 = 欠席した翌々日から2ヵ月

○スクール都合による振替受講 = 該当月を含めて3ヵ月

12. 【その他会員規約の遵守】

本スクールは、会員およびその同伴者に次のいずれかに該当する行為があったときは、除名することがあります。

○授業料の納入を怠った場合。(除名以前の授業料等は、納入していただきます)

○本スクール会則に違反する、または、会員としてふさわしくないと認められた場合。

○本スクール敷地内(駐車場を含む)での、指導員及び職員の指示に従えない場合。

○その他、設備用具を破損したり、他人に迷惑かかる行為をした場合。

○疾患に伴う症状や感染のおそれにより医師からの水泳を禁止されている場合。

○グループ指導を受けられない場合。

その他、イトマンスイミングスクールに入会するにあたり、会員規則内容を理解し、遵守いただくようお願いいたします。

上記の各項目について説明を受けたことを証明します。

また、上記各項目の内容を遵守し、授業を受講いたします。